

人閣議 第二八六号

起案 平成五年二月二十日

裁可 上奏 閣議 平成五年一二月二一日 施行 平成五年一二月二日

平成五年一月二十二日

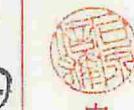
平成五年二月二十二日

平成五年年月日

内閣總理大臣

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣参事官



内閣参事官



羽田 国務大臣

烟 国務大臣

五十嵐国務大臣

江田 国務大臣

三ヶ月国務大臣

熊谷 国務大臣

佐藤 国務大臣

久保田国務大臣

藤井 国務大臣

伊藤 国務大臣

愛知 国務大臣

武村 国務大臣

赤松 国務大臣

神崎 国務大臣

石田 国務大臣

広中 国務大臣

大内 国務大臣

坂口 国務大臣

上原 国務大臣

山花 国務大臣

検事長に任命する

一級に叙する

内閣

孟青五毛

日正五毛

愛堂孟

五毛正五

外務事務官 恩田來泰周
同 林安秀宗

特命全權大使に任命する

内閣

法務省人任第3388号
平成5年12月17日

内閣総理大臣殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したい内議がありますので、
閣議の上、発令願います。

なお、本件は、欠員中の東京高等検察庁検事長に法務事務
次官根來泰周を充てようとするものであります。

記

法務事務次官 根來泰周
検事長に任命する
一級に叙する

(平成5年12月22日付け)

法務省

本籍	現住所	出生地	氏名		
			姓	名	號
"	"	出生年月日	昭和七年七月三一日生	根來泰周	ふりがなねころやすちか
年	月	日	項	序	名
"	"	"	司法試験第一次試験合格	司法試験管理委員会	
三一	三	京都大学法学部卒業			
"	四	一	司法修習生を命ずる	最高裁判所	"
三三	四	三	司法修習生の修習終了		
"	"	五	検事二級（札幌地方検察庁検事）に採用する	法務省	"
三四	三	二五	旭川地方検察庁検事に配置換する		"
三五	三	二五	奈良地方検察庁検事に配置換する		"
			法務省	少目	
三六	五	一二	名古屋地方検察庁検察官事務取扱を命ぜる		
			ただし期日は五月二三日一日限りとする	最高検察庁	
三七	八	一〇	大阪地方検察庁検事に配置換する	法務省	
三四	一〇	一一	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	最高検察庁	
"	一	一二	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ぜる		
四五	三	二七	神戸地方検察庁検事に配置換する	法務省	"
"	六	一八	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	最高検察庁	
"	七	七	東京地方検察庁検事に配置換する	法務省	"
"	一〇	一	東京地方検察庁検事に併任する	法務省	
"			法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する		

四六	三	二五	法務大臣官房人事課付に充てる						
"	"	"	法務事務官（法務大臣官房人事課付）の併任を解除する						
"	四	二四	アメリカ合衆国へ出張を命ずる						
"	五	二〇	出張期間は昭和四六年五月一八日から同月二三日までとする 検察官特別考試審査会臨時委員に併任する						
"	六	二七	併任の期間は昭和四六年一二月三一日までとする 沖縄へ出張を命ずる						
"	七	二七	出張期間は昭和四六年九月八日から同月一三日までとする						
"	九	一〇	司法試験（第一次試験）考査委員に併任する						
四七	一	一一	司法試験（第二次試験）考査委員に併任する						
"	五	二七	併任の期間は昭和四七年一二月三一日までとする 出張期間は昭和四七年三月一七日から同月二六日までとする						
"	三	一六	沖縄へ出張を命ずる						
				法務省	法務省	少臣			
昭和四七	四	一五	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する						
"	"	"	法務大臣官房人事課付に充てる」と解く						
"	五	二七	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する						
"	四八	一	併任の期間は昭和四七年一二月三一日までとする 司法試験（第二次試験）考査委員に併任する						
"	四八	一四	併任の期間は昭和四八年一二月三一日までとする 法務省刑事局参事官に充てる						
"	六	二六	かねて法務大臣官房人事課付に充てる 検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"	"	"			
"	八	一五	併任の期間は昭和四八年一二月三一日までとする 法務大臣官房人事課付に充てることを解く	"	"	"			
"	一〇	大蔵事務官（国税厅調査審査部検察課）に併任する	国税庁						

				事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する	根 來	外 務 省
				最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する	泰 周	最 高 裁 判 所
"	"	五六	一	法務大臣官房人事課長に充てる 法務省人事管理官を命ずる	"	法務省
"	"	五六	一	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表の委嘱を解く	"	法務省
"	"	五六	一	公証人審査会委員に併任する 公証人審査会委員に併任する	外 務 省	法務省
"	"	五六	一	併任の期間は昭和五六年一二月三一日までとする 副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法 務 省	法務省
"	"	五六	一	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる 任期は昭和五七年六月三〇日までとする	"	法務省
"	"	五六	一	法制審議会幹事の併任を解除する 法制審議会幹事の併任を解除する	"	法務省
"	"	昭和五六	二	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事を免ぜる 司法修習生考試委員会委員を委嘱する	最 高 裁 判 所	最 高 裁 判 所
"	"	昭和五六	二	司法修習生考試委員会委員を委嘱する 検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"	最 高 裁 判 所
"	"	昭和五六	二	併任の期間は昭和五六年一二月三一日までとする 公証人審査会委員に併任する	法 務 省	最 高 裁 判 所
"	"	昭和五七	一	昭和五七年度司法試験（第一次試験）考查委員に併任する 検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"	最 高 裁 判 所
"	"	昭和五八	一	併任の期間は昭和五七年一二月三一日までとする 法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	法 務 省	最 高 裁 判 所
"	"	昭和五八	一	併任の期間は昭和五八年一二月三一日までとする 検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"	最 高 裁 判 所
"	"	昭和五八	一	併任の期間は昭和五八年一二月三一日までとする 昭和五八年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	"	最 高 裁 判 所
"	"	昭和五九	一	併任の期間は昭和五八年一二月三一日までとする	"	最 高 裁 判 所

五九	一	昭和五九年度司法試験（第一次試験） 考査委員に併任する	根 來 泰 周
"	"	併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする	"
"	"	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"
"	"	併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする	"
"	"	併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする	"
"	"	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	最高裁判所
"	"	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	法務省
"	"	法務省人事管理官を免ずる	最高裁判所
"	"	公証人審査会委員の併任を解除する	法務省
"	"	法務省共済組合運営審議会委員を免ずる	最高裁判所
"	"	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く	法務省
"	"	最高検察庁検事に配置換する	最高裁判所
"	"	法務大臣官房長に充てる	法務省
昭和六〇	一二	第一〇二回国会政府委員を命ぜる	法務省
"	"	法制審議会幹事に併任する	内閣
"	"	第一〇四回国会政府委員を命ぜる	内閣
"	"	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	最高裁判所
"	一	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる	内閣
"	二	日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定第一〇条による合同会議日本政府代表代理を命ずる	内閣
"	"	日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定第一〇条による合同会議日本政府代表代理を命ずる	内閣
"	"	第一〇七回国会政府委員を命ずる	内閣
"	"	第一〇八回国会政府委員を命ずる	内閣
"	"	第一〇九回国会政府委員を命ずる	内閣
"	"	第一一二回国会政府委員を命ぜる	内閣

(大臣官房) 外務事務官 恩田宗

(在ヴァンクーバー日本国
総領事館) 同 林安秀

特命全権大使に任命する(以上十二月二十二日付)

右のとおり発令を願います。

平成五年十二月十六日

外務大臣 羽田孜

内閣総理大臣 細川護熙殿

外務省

おつて、恩田大使にはタイ国駐箚、林大使にはニカラグア国

駐箚を命ずるものであります。

履歴書

本籍

恩

田だ

旧姓名

たかし

昭和八年六月二十六日生

年号	月日	任免	賞罰	等	序名
昭三一	三月	東京大学法学部第二類卒業			
	一〇八	外交官領事官採用試験合格			
	一一五	外務事務官に任命する			
	一一五	歐米局勤務を命ずる			
	四一	アメリカ局勤務を命ずる(法律第一〇号)			
	八一〇	在アメリカ合衆国日本國大使館在勤を命ずる			
	八一〇	外務書記を命ずる			
	三四一	外交官補を命ずる			
	六二六	在ニューヨーク日本國總領事館在勤を命ずる			
	七二一	領事官補を命ずる			
	五一四	中近東アフリカ局中近東課勤務を命ずる(政令第一四五号)			
	七一〇	欧亜局中近東アフリカ部中近東課勤務を命ずる			
	五一五	經濟協力局勤務を命ずる			
	七一〇	在ヴィエトナム日本國大使館在勤を命ずる			

備日本政府代表部に在勤する期間公使の名称を与える

六一　六二　六三　特命全權公使に任命する

經濟協力開発機構日本政府代表部在勤を命する

六二　一、二〇　願に依り本官を免ずる

外務事務官（中近東アフリカ局長）に採用する

平元　一、一五　特命全權大使に任命する

サウディ・アラビア國駐劄を命する

兼ねて南イエメン國駐劄を命する

南イエメン國駐劄を免する

サウディ・アラビア國駐劄を免する

外務省

平四　二　一、一二　臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる

五　六　九　四一三　願に依り本官を免する

外務事務官（大臣官房書議官）に採用する

八一　八二　八三　大臣官房に配置換する
大臣官房に査察担当を命ずる

履歴書

本籍

はやし
林

やす
安

旧姓名

ひで
秀

昭和一一年五月一六日生

年号

月日

任免

賞罰

等

序名

昭三八

九二七

外務公務員採用上級試験合格

三九

三

東京大学文学部社会学科卒業

四一
八一八
在マレーシア日本国大使館在勤を命ずる
外交官袖を命ずる
在連合王国日本国大使館在勤を命ずる
外交官袖を命ずる
在マレーシア日本国大使館在勤を命ずる

外務省

省

昭四一

七一

る
三等書記官を命ずる
アジア局勤務を命する(南西アジア課)

四三

八五

アジア局勤務を命する

四五

六二三

アジア局勤務を命する

四八

八二五

条約局国際協定課勤務を命する

四九

七一四

在スリ・ランカ日本国大使館在勤を命ずる
二等書記官を命ずる

五〇

一一〇

在連合王国日本国大使館在勤を命ずる
二等書記官を命ずる

五一

一二一

大臣官房領事移住部領事第一課に配置
換する

条約局に配置換する

五四	七二	内閣法制局参事官（第三部）に昇任させる
五六	一四	外務事務官（米約局調査官）に転任させる
五七	七三	国際連合日本政府代表部に配置換する 参事官を命ずる
五九	九一	在バングラデシュ日本国大使館に配置換する
六二	四二〇	大臣官房文書課長に配置換する
平二	四一五	在ヴァンクーバー日本国総領事館に配置換する
		総領事を命ずる
		外務省

閣議 説明メモ

閣議日 12月21日(火)
発令日 12月22日(水)

●特命全権大使に任命する

タイ国駐箚を命ずる
外務事務官(大臣官房)

恩田宗
8/1 大臣官房付

恩田宗 → タイ国駐箚
藤井宏昭
12/15 命帰朝

●特命全権大使に任命する

ニカラグア国駐箚を命ずる
外務事務官(セカンクーヴア日本国特命全権大使)

林安秀
10/15 命帰朝

林安秀 → ニカラグア国駐箚
荒船清彦
8/1 免本官